

令和8年度森林組合監査士試験案内

1. 森林組合監査士

森林組合監査士とは、森林組合法第102条第3項の規定により森林組合連合会が行う会員の監査事業に従事する資格を有する者であり、その資格を得るには、同法施行規則第107条第1項の規定に基づき全国森林組合連合会（以下「本会」という。）が行う森林組合監査士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2. 試験

試験は、森林組合監査士となるのに必要な学識及び経験並びにその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、試験課目、受験資格、試験方法その他試験に必要な事項は、森林組合監査士試験規程（以下「試験規程」という。）の定めるところによる。

3. 試験委員会

試験委員会は、試験規程第9条の規定に基づき設置され、試験の運営について本会会長の諮問に応ずるとともに、試験問題の作成及び採点をする者を選任し、資格試験の運営を行う。今年度の試験委員会委員は、以下のとおり。

氏名	所属
阿高 あや	一般社団法人 日本協同組合連携機構 企画総務部 主任研究員
伊藤 慎也	シグマ麹町法律事務所 弁護士
甲斐野 新一郎	甲斐野公認会計士事務所 公認会計士
杉谷 尚仁	杉谷公認会計士事務所 公認会計士
杉林 剛	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農業協同組合監査士・公認会計士
田中 亘	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 林業動向解析研究室長
林 晋也	農林中央金庫 食農営業本部 営業企画部 森林グループ長
松井 隆幸	大原大学院大学 教授

4. 試験の実施

試験は、次の要領で行う。

(1) 試験日及び場所

- ①試験日 令和8年12月1日(火)及び12月2日(水)
- ②試験会場 東京都トラック事業健保会館 2階大会議室
〒102-0075 東京都千代田区三番町14番地4

(2) 試験時間割

月 日	課 目	時 間
12月1日 (火)	監 査 理 論	10:00 ~ 11:00
	森林組合の監査の実務	11:30 ~ 12:30
	森 林 組 合 論	13:30 ~ 14:30
	協 同 組 合 論	15:00 ~ 16:00
12月2日 (水)	会 計 学	10:00 ~ 11:30
	法 規	12:30 ~ 14:00
	簿 記	14:30 ~ 16:00

5. 合格基準等

(1) 合格基準

合格基準は、森林組合監査士試験規程第4条に規定するとおりである。

【森林組合監査士試験規程】

第4条 試験は、各課目とも100点をもって満点とする。

- ② 合格基準は総点数300点以上で、かつ、全課目につきそれぞれ40点以上とする。
- ③ 前項の合格基準に達しなかった者で、60点以上を得た課目がある者については、会長より試験の結果を受験者に通知するものとし、その後引き続き行われる2回の試験に限り、その申請により60点以上を得た当該課目の試験を免除する。
- ④ 前項の規程により免除を受けた者が、その免除を受けた課目以外の課目について、その後引き続き行われる2回の試験において60点以上を得たときは、第2項の合格基準に達したものとする。

(2) 課目の得点

- ①課目「監査」の得点は、内訳課目「監査理論」及び「森林組合の監査の実務」の各得点の合計の平均点とする。
- ②課目「森林組合論」の得点は、内訳課目「協同組合論」及び「森林組合論」の各得点の合計の平均点とする。

(3) 得点事例

事例	監査			会計学	簿記	法規	森林組合論			総得点	合否
	監査理論	監査実務	平均				森林組合論	協同組合論	平均		
1	60	70	65.0	70	50	65	55	50	52.5	302.5	○
2	50	60	55.0	65	60	85	65	15	40.0	305.0	○
3	45	75	60.0	65	60	50	35	80	57.5	292.5	×
4	60	15	37.5	55	80	90	60	55	57.5	320.0	×
5	70	80	75.0	—	50	—	75	65	70.0	195.0	×

※**赤字**は不合格の原因となった箇所。二重枠は課目合格の箇所。

- ① 総得点 300 点以上で、かつ 40 点未満の課目の無い事例 1 及び事例 2 は合格。
- ② 事例 2 の「協同組合論」の得点は 40 点未満だが、「森林組合論」の得点との合計の平均点 40 点が課目としての得点となるため、合格基準を満たしている。
- ③ 事例 3 は、40 点未満の課目は無いが、総得点 300 点未満のため、不合格。
- ④ 事例 4 は総得点 300 点以上だが、40 点未満の課目があるため、不合格。
- ⑤ 事例 5 は試験規程第 4 条第 4 項による課目受験。「簿記」が 60 点未満のため、不合格。
- ⑥ 課目合格は 2 年間有効。よって、その後の 2 回の試験において不合格課目で 60 点以上得点しなければ、全課目の課目合格が無効となる。

(4) 課目合格（課目免除）の考え方

令和 6 年度及び令和 7 年度の試験の結果、合格基準を満たさなかった者で、60 点以上を得た課目がある者は課目合格者とし、令和 8 年度の試験において、課目合格した課目の試験が免除される。この場合、免除課目以外の課目全てにおいて 60 点以上を得た場合に試験に合格したこととなる。ただし、以下に留意すること。

① 課目免除の有効期限

課目合格の有効期限は、全課目受験した年度後の 2 年間となる。その後新たに課目合格した課目があっても、この時点から 2 年間ではなく、あくまでも全課目受験した時点から数える。

② 課目免除と全課目受験との関係

一部の課目について試験が免除されている場合で、全課目受験で申し込んだときは、課目合格の権利を喪失する。

[ケース 1] 令和 7 年度に全課目受験をして「監査」を課目合格した者

令和 8 年度は「監査」の受験が免除される。改めて全課目受験することも差し支えないが、この場合、「監査」の課目合格の権利を喪失する。

[ケース 2] 令和 6 年度に全課目受験をして「監査」を課目合格した後、令和 7 年度に課目受験をして「会計学」を追加合格した者

令和 8 年度は「監査」及び「会計学」の受験が免除される。今年度に課目受験をして、残る課目全て合格しない場合、全ての課目合格の権利を喪失する（今年度に課目合格したものも無効）。今年度に改めて全課目受験することも差し支えない。

[ケース 3] 令和 5 年度に全課目受験をして「監査」を課目合格した後、課目受験をして令和 6 年度に「会計学」、令和 7 年度に「簿記」を追加合格した者

令和 5 年度に全課目受験をして課目合格した後、2 回の試験を経過しているため、令和 8 年度は改めて全課目受験する必要がある。

[ケース 4] 令和 6 年度に全課目受験をして「監査」を課目合格した後、令和 7 年度に改めて全課目受験をして「会計学」を課目合格した者

令和 8 年度は「会計学」の受験が免除される（この場合、「会計学」の課目合格は令和 9 年度まで有効）。「監査」については、令和 7 年度に全課目受験を行ったことで課目合格の権利を喪失している。今年度に改めて全課目受験することも差し支えないが、この場合、「会計学」の課目合格の権利を喪失する。

(5) 受験にあたっての留意事項

- ①受験者は 10 分前までに試験場に入ること。
- ②試験開始後 30 分を経過するまでは、受験者の退場を認めない。試験開始後 30 分を経過した後は、受験者の入場を認めない。
- ③試験時間中は受験票を机の上に提示すること。
- ④受験者は、筆記用具として鉛筆(シャープペンシル含む)、定規、消しゴムを持参すること。
- ⑤「法規」の課目では、『森林組合関係法令通知集』を事務局から受験生に貸与する。
- ⑥「会計学」及び「簿記」の課目では、電卓を持ち込んで使用することができる。
- ⑦時計の持ち込みは可とするが、時刻表示以外の機能(通信・録画・メモ・計算機能等)を有する時計(スマートウォッチ等)の持ち込みは不可とする。
- ⑧試験時間中は、携帯電話及びスマートフォンの電源を切り、鞆に収納する等机の上に置かないこと。
- ⑨論文は、専門用語を用いて理論的かつ簡潔明瞭に記述し、字数制限があればそれを守ること。誤字・脱字は減点対象とするので、正確な記述に努めること。
- ⑩解答用紙に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効とする。
- ⑪受験について不正を発見したときは、即時退場とし、その者の受験を無効とする。
- ⑫昼食は、各自用意すること。

6. 受験課目

受験すべき課目は、1回の試験ごとに全課目（課目免除を受けた場合は、免除課目以外の全課目）でなければならないものとする。

7. 受験願書の作成と提出

- (1) 受験手続については、試験規程第7条による。受験願書は、本会ホームページの「全森連からのお知らせ」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (2) 願書の記載に不備があるものは受理しないことがあるため、注意して記入すること。
- (3) 森林組合及び森林組合連合会（東京都森林組合、大阪府森林組合及びひょうご森林林業協同組合連合会を含む。以下同じ。）の受験者（以下「系統受験者」という）は、事務所所在地と同じ都道府県内の森林組合連合会に受験願書等を提出すること。系統受験者以外の受験者は本会へ直接提出すること。
- (4) 受験願書の受付開始日は令和8年9月7日(月)とする。受付締切日は令和8年10月2日(金)とする（当日消印有効）。

8. 受験料

- (1) 1名当たり16,500円（税込）。課目受験の場合は1課目当たり3,300円（税込）。
- (2) 受験願書の受付後、本会より森林組合連合会（系統受験者以外の受験者については受験者本人）に対し、令和8年10月16日（金）までに受験料に係る請求書を発行する。系統受験者は受験願書等を提出した森林組合連合会に受験料を振り込むこととし、森林組合連合会がとりまとめの上、一括して本会に振り込む。系統受験者以外の受験者は本会へ直接振り込む。
- (3) 振込期限は令和8年11月10日（火）とし、受験料の入金をもって受験願書を受理する。期限までに受験料の振込が無ければ受験を認めない。
- (4) 欠席その他理由の如何を問わず、原則振込済みの受験料は払い戻ししない。

9. 願書等記入要領

(1) 提出すべき書類

受験願書、履歴書、試験課目免除申請書。パソコン等により入力するか、黒のボールペンを用いて楷書で丁寧に記入すること。

(2) 個々の書類の記入について

①受験願書

年月日、氏名、所属団体を記入する。

②履歴書

- i. 氏名・性別・生年月日・郵便番号・現住所・電話番号・所属団体・所属団体住所等、漏れなく記入すること。
- ii. 学歴欄には、最終学歴について卒業または修了と記入すること。

- iii. 職歴欄には、これまでの職歴をできるだけ詳細に記入すること。
- iv. 履歴書の写真欄には、証明写真（縦4 cm×横3 cm、単身、無帽、プリンターで印刷したものは不可）を枠に合わせて貼付すること。なお、必要に応じて試験当日に免許証等の本人確認書類の提示を求めることがある。

(3) 試験課目免除申請書

前回または前々回の試験において課目合格したもののうち、今回の試験の免除を受けようとする課目を記入すること。（免除申請を行わない場合は記入しないこと。）

10. 受験票の交付

本会は受理した受験願書を審査のうえ、受験票を交付する。受験票が令和8年11月24日（火）を過ぎても到着しないときは、提出先の連合会または全国森林組合連合会 組織部 監査室に照会すること。

試験当日は受験票を必ず持参すること。

また、合格発表は、受験番号を本会のホームページ上に発表するので、それまで受験票を紛失しないように注意すること。

11. 合格者の発表・通知

(1) 発表日

令和9年1月27日(水)

(2) 発表方法

合格者の受験番号及び試験結果の概要について、本会掲示場に掲示するとともに、本会のホームページ上において発表する。

(3) 通知方法

①受験者本人

合否通知票（得点ランクA～Dを記載）を郵送する。合格者へは「合格証書」を後日郵送する（令和9年3月上旬を目途）。

②森林組合連合会

当該都道府県の系統受験者の合格者氏名、所属団体名を通知する。

12. 個人情報に関する取扱いについて

(1) 本試験に関する個人情報（受験願書の記入項目及び試験の合否・採点結果）は、試験事務処理に必要なものに限り使用する。

(2) 受験者本人の個人情報は、必要な期間（受験申込から3年間）保有することとし、その後は破棄する。ただし、合格者については、合格者台帳に記載した合格時の個人情報（氏名・住所・生年月日・所属団体・合格年次）を継続的に管理することとする。

(3) 受験者本人の個人情報に関する照会や訂正、追加等については、受験者本人から別途連絡を受けることにより合理的な期間及び範囲で対応する。

13. 新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえた運営の変更について

新型コロナウイルス感染症等の状況により、資格試験等の運営については、変更する場合があります。その場合は可能な限り速やかに、本会ホームページにおいて公表する。

14. 配慮事項

受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

15. 試験に関する問い合わせ先

全国森林組合連合会 組織部 監査室

(令和8年8月14日まで)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル6階

TEL : 03-6700-4732 FAX : 03-3258-5611 MAIL : kansa01@zenmori.org (01は数字)

(令和8年8月17日以降)

〒101-0044 東京都千代田区内神田1丁目1番16号 大手町ゲートビルディング5階

TEL : 03-6700-4730 FAX : 03-3258-5611 MAIL : kansa01@zenmori.org